

東久留米市再生可能エネルギー等を活用した非常用電源確保事業

—災害時の電源確保及び平常時のエネルギー使用量の削減のために—

《公募型プロポーザル公募要領》

東京都東久留米市

令和2年10月

目次

1	事業の目的.....	1
2	事業の名称.....	1
3	プロポーザルの概要.....	1
4	提案見込額.....	1
5	事業内容.....	2
6	再生可能エネルギーを活用することに対する市の考え方.....	3
7	事業者選定までの予定スケジュール.....	3
8	関係資料の開示.....	4
9	現地確認の開催.....	5
10	要求性能水準.....	5
11	応募要件.....	5
12	応募の手続き.....	7
13	選定方針.....	7
14	応募の方法.....	8
15	提案書の提出.....	9
16	提案書の取扱い.....	9
17	審査及び審査結果の通知.....	10
18	協定の締結.....	12
19	契約.....	12
20	留意事項.....	12
21	事務局.....	13

1 事業の目的

国や東京都からの要請を受け、災害で外部からの電力供給が途絶えた際に、災害対策の拠点となる市役所本庁舎に 72 時間の間、外部からの供給なしに電力を継続して供給できる体制を構築する。

国は、将来に向けたエネルギー政策について、脱炭素化社会を目指すと同時に、いかにして電力インフラのレジリエンスを高め、新技術を取り込んだ形で持続的な安定供給体制を構築していくかを検討する必要があるとしており、3 E（地球温暖化、安定供給、経済効率）についてより高いレベルでバランスさせることが重要とし、一つの視点からではなく、環境、防災、エネルギー効率を横断的に俯瞰し、今後の施策を展開していく必要があるとしている。

本市においても、こうした視点を参考とし、災害対策に加え、将来的な脱炭素化社会への適応を図るとともに、平成 30 年及び平成 31 年に資源エネルギー庁よりエネルギー消費原単位が悪化しているとの注意喚起を受けていることから、再生可能エネルギーなどを活用し課題に対応していく。

2 事業の名称

東久留米市再生可能エネルギー等を活用した非常用電源確保事業

3 プロポーザルの概要

本事業は、市庁舎への災害時の電源確保及び平常時の買電量の削減のための設備導入並びに運用等に関する調査、実施設計、施工、保守運用、電力供給に係る提案を公募し、優秀と認められる提案を行った事業者を優先交渉権者として東久留米市（以下「本市」という。）と随意契約を締結したうえで、提案の内容をもとに事業者が各業務を実施するものである。本要領、要求水準書及び様式集に記載がない事項は、本要領等に対する事業者からの質疑により回答するものとする。

4 提案見込額

本プロポーザルでは調査から保守運用までの一連の実施方法についての提案を求めるものであることから、本年度に実施する調査に加えその後の施工等の費用についても審査の対象とする。このため、提案内容に基づいて調査、施工等を行う際に見込まれる経費を、以下の金額の範囲内で示すこと。

① 調査業務	令和 2 年度	10,000,000 円（税込）
② 実施設計	令和 3 年度	16,500,000 円（税込）
③ 施工	令和 4 年度	165,000,000 円（税込）

- ・調査業務については予算措置がなされている。
- ・実施設計以降の各業務の経費については予算措置がなされていない。このため実施設計及び施工については、提案内容に基づいた見込額を求めるものであり、契約予定額では

ない。実施設計費は調査内容に基づき確定し、施工経費は設計内容に基づき確定していくことに留意すること。

- ・経費の算出にあたっては、より安価で効果的な設備の導入ができるよう検討すること。

5 事業内容

本事業において、事業者が行う業務は次の通りとする。

5.1 調査業務

- ・自社の提案に基づき、導入する予定の機器の設置可否について、設置場所の強度や耐荷重・風圧力などの検討・調査する。
- ・新規設置機器及び既存設備との接続のための配線経路の検討
- ・設備を導入するにあたって、関連法令（建築基準法、消防法、電気事業法等）で手続きが必要かを確認し、関係機関と協議を行う。
- ・実施設計及び施工に係る積算を行い、概算見積書を提出する。
- ・自社提案の実現可能性について、既存状況の写真、構造検討、経路図、関係法令に関する協議結果、費用便益分析などを取りまとめ調査報告書、基本設計書として提出する。

5.2 実施設計業務

- ・提案した設備・システムについて、調査業務の結果をもとに設置工事に係る実施設計
- ・設置設備に係る各種図面を提出する。
- ・施工に係るより詳細な積算を行い、見積書（数量表、RIBC2等）を提出する。
- ・その他、付随する業務（調整・報告・申請・検査等）

5.3 施工業務

- ・実施設計に基づき設備の設置工事を行う。
- ・その他、付随する業務（調整・報告・申請・検査等）
※施工業務には、当該設備・システムの導入に伴う、一切の工事（電気関連の設備、配管の整備、その他既存施設の移設・復元等）を含む。

5.3a 工事監理業務

- ・設備の施工に係る工事監理業務を行う。
- ・その他、付随する業務（調整・報告・申請・検査等）

5.4 保守運用業務

- ・再生可能エネルギー発電設備、電気自動車等を一元的に制御し、災害による停電時に外部からの供給なしに庁舎内の必要箇所へ72時間の電力供給を行うとともに、平常時は非常時に必要となる電力を確保しながら、電力系統や蓄電池の状況に応じて、電力需要を平準化する「ピークカット／ピークシフト」、需給バランスを最適化する「デマンドレスポンス」を効率的に運用する。
- ・その他提案設備がある場合は、それらの運用を行う。

- ・通信機器等その他運用に必要となる設備機器類はすべて事業者の負担において行う
- ・設置した設備の保守点検業務

5.5 電力供給

- ・庁舎への電力供給

本庁舎の電力調達は平成 26 年度より、入札を導入しており、基本料金、電気量料金とも旧一般電気事業者が公表する電気需給約款の業務用電力（契約電力 500kW 以上）料金に比して、大幅に削減されている。このため、今回提案により導入する再生可能エネルギー発電設備等及びピークカット/ピークシフトやデマンドレスポンスの運用などによる削減効果、供給単価と通常の入札による電力供給契約を比較考量したうえで、本事業に電力供給を含めるかを確定する。

6 再生可能エネルギーを活用することに対する市の考え方

東久留米市では、地球温暖化対策推進法、及び同計画に基づき環境基本計画を策定し、その理念の一つに地球温暖化対策を位置づけ、「第三次地球温暖化実行計画」を策定し、国の温室効果ガス排出削減目標（「日本の約束草案」）である 2030 年に 2013 年度比 40%削減に向け取り組みを行っている。また、平成 30(2018)年度及び 31(2019)年度に資源エネルギー庁から、エネルギー消費原単位の上昇が続いていることから注意喚起を受けており、省エネの推進は喫緊の課題となっている。また、東京都においても、「ゼロエミッション東京戦略」の中で脱炭素化の取り組みを推進し、2050 年までに「ゼロエミッション東京」の実現を目指している。市では、これまで太陽光発電等再生可能エネルギーの導入は行ってこなかったが、これらのことを鑑み、本庁舎において停電時に活用できる発電設備として、またエネルギー使用量の削減に寄与する設備として導入を行っていく。

また、本市の第三次地球温暖化対策実行計画における取組として、温室効果ガスの少ない電気の使用を掲げており、「温室効果ガス排出量の削減に向けて、…(略)…、より温室効果ガスの少ない、排出係数の小さい電力を選択する。（平成 42 年度（2030 年度）までの削減ポテンシャル：2062t-CO₂、全体の 22%）」を基本方針とし、「環境省より毎年度公表される電力事業者ごとの排出係数を確認するとともに、より排出係数の小さい電力の選択に努める。」ことに取り組んでいる。

7 事業者選定までの予定スケジュール

	項目	期間等
1	公募開始	令和 2 年 10 月 5 日（月）
2	参加表明書の提出期間	令和 2 年 10 月 5 日（月）～ 10 月 16 日（金）午後 5 時まで
3	質問書の提出期間	令和 2 年 10 月 5 日（月）～ 10 月 9 日（金）正午まで

4	現地確認	令和2年10月5日(月)～ 10月30日(金)
5	質問書に対する回答	令和2年10月13日(火)
6	資格審査及び指名通知書の送付	令和2年10月20日(火)
7	提案書の提出期間	令和2年10月20日(火)～ 11月6日(金)午後5時まで
8	第一次審査実施日	令和2年11月16日(月)
9	第一次審査結果及び第二次審査日時 の通知	令和2年11月16日(月)
10	第二次審査実施日	令和2年11月19日(木)
11	審査結果の通知・公表	令和2年11月20日(金)
12	契約内容の調整	令和2年11月24日(火)～ 12月4日(金)
13	協定の締結	令和2年12月上旬
14	調査業務契約	令和2年12月上旬
15	調査業務成果品の納品及び検査	令和3年3月中旬
16	実施設計業務委託契約	令和3年6月
17	実施設計業務成果品の納品及び検査	令和4年1月
18	施工部分に関する契約	令和4年6月
19	竣工	令和4年12月
20	保守運用に関する契約	令和4年12月
21	保守運用開始	令和5年1月～令和10年3月
22	電力供給に関する契約	令和5年4月
23	電力供給開始	令和5年4月～

※公募又は審査状況により変更となる可能性がある。

※新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、上記日程での事業実施が困難な場合は、提案事業者と相談のうえ対応する。

※契約締結以降のスケジュールについては、変更することがある。

8 関係資料の開示

参加表明した事業者が本事業の提案を進めるにあたり、関係資料の開示を行う。必要な部分のコピーを取ることも可とする。資料は本事業の検討のみに使用するものとし、協力者以外への配布・転載等を禁止とし、取扱いに注意すること。閲覧を希望する事業者は、事前に以下に電話連絡し日時等を確認すること。事業者の代表者の場合は名刺を提出し、代理人の場合は委任状(様式3)を提出すること。

8.1 開示期間

令和2年10月5日（月）～10月30日（金）

8.2 開示場所

東久留米市総務部管財課管財係

住所：東京都東久留米市本町三丁目3番1号 東久留米市役所 4階

電話：042-470-7718

8.3 開示資料

構造計算書、建築図、電気図、構造図等

9 現地確認の開催

参加表明した事業者のうち、現地確認を必要とする事業者には、庁舎の現地確認を実施する。現地確認を希望する場合は、以下のとおり現地確認申込書（様式6）を提出すること。

9.1 実施日

令和2年10月5日（月）～10月30日（金）

9.2 申込方法

事前に管財課へ電話連絡のうえ、「現地確認申込書」に記入し、現地確認希望日の前日までに、持参もしくは郵便（必着）により提出すること。

9.3 現地確認の実施

- ・現地確認の実施日時は、メール等により別途通知する。
- ・確認時間は1事業者あたり3時間までとし、回数は2回までとする。
- ・現地確認時は、案内のみとし質疑には応じない。

10 要求性能水準

別紙「要求水準書」参照

11 応募要件

11.1 共通事項

(1) 応募者の定義

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件を満たす1者単独の事業者（以下「単独事業者」という。）又は複数の事業者（以下「構成員」という。）で構成される共同企業体とし、共同企業体の場合は、応募及び契約手続き等を代表して行う事業者（以下「代表事業者」という。）1者を定めるものとする。

(2) 参加資格

単独事業者又は共同企業体は、下記に示す「参加資格要件」を満たすものとする。

(3) 共同企業体の構成員

- ・参加表明書類等の提出期限後は、原則として構成員の変更及び追加は認めないものとする

る。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めるときはこの限りでない。

- ・構成員は、他の提案を行う共同企業体の構成員になることはできないものとする。

(4) その他

関係法令に基づく業務及び営業停止等の処分を受けている者は、応募者になることはできない。応募者が、応募書類の受付日以降に参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として失格とする。

11.2 参加資格要件

(単独事業者)

- ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者（以下「登録小売電気事業者」という。）であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- ウ 参加表明書の提出日から本事業の契約相手方の特定までの間、東久留米市契約における暴力団等排除措置（平成25年東久留米市訓令乙第2号）に基づく入札参加除外措置又は東久留米市競争入札参加資格停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしていないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- カ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- キ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員または代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- ク 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げていない者。
- ケ 国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む））及び地方税（法人事業税）を滞納又は未申告である者でないこと。
- コ 建設工事を行うにあたり、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
 - ・建設業法第15条に基づく電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。
 - ・施工にあたっては、現場代理人その他必要な人員を適正に配置できること。
 - ・自家用工作物の作業については、第一種電気工事士の資格を有する者が行うこと。

(企業体)

共同提案する場合は、全構成事業者がイ～ケの資格を満たし、アは電力供給を行う構成事

業者、コは建設工事を行う構成事業者の要件とする。

1 2 応募の手続き

12.1 公募の方法

12.1.1 公募要領等の公表

公表の方法：本市のホームページ(以下「ホームページ」という。)で公表する。

12.1.2 募集要領等に関する質疑

公募要領等に関する質疑の受付及び回答は、以下のとおり行うこととする。

(1) 提出方法：質疑の内容を簡潔にまとめ、様式集に定める「質問書」(様式2)に記入し、電子メールで(3)に掲げる提出先に提出すること。電子メールの件名は、「【プロポーザル募集質問書】事業者名」とすること。持参、郵便、FAX、電話での質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は一切受け付けない。なお、質問書を提出したときは、事故防止のため、提出先に必ず電話で提出の旨を連絡すること。

(2) 提出期間：令和2年10月5日(月)午前8時30分～令和2年10月9日(金)正午
※期間最終日は正午必着のこと。

(3) 提出先：東久留米市総務部管財課

E-mail：kanzai@city.higashikurume.lg.jp

電 話：042-470-7718

(4) 回答：令和2年10月13日(木)に、ホームページで公表する。

なお、公開した回答内容自体を本公募要領の追加又は修正とみなす。

1 3 選定方針

本プロポーザルの審査は、参加資格審査及び二段階審査方式で行う。

東久留米市再生可能エネルギー等を活用した非常用電源確保事業プロポーザル審査委員会の委員により、別に定める審査要領に基づき審査を行う。

参加資格審査は「参加表明書」を提出した者(以下「応募者」という。)の参加資格を確認し、提案書の提出を要請する者(以下「提案者」という。)を選定する。

第一次審査は、提案書の内容の評価を点数化して審査を行い、プレゼンテーションの参加を要請する提案者を選定する。第二次審査は、プレゼンテーション内容の評価を点数化して審査を行う。審査の結果、提案書及びプレゼンテーションの合計得点の最も大きい提案者を最優秀提案者とし、契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案者とし、次選交渉権者とする。

なお、提案者が4者以上の場合、第一次審査における評価点の上位3者を第二次審査の対象者として選定する。また、審査の結果、最優秀提案者又は優秀提案者が複数いる場合は、くじにより最優秀提案者又は優秀提案者を決定する。くじの実施日時については、審査結果と合わせて通知する。

ただし、審査の結果、提案者すべてが最低基準点（総評価点の6割）に達しない場合、最優秀提案者又は優秀提案者を決せず、再度提案を募集することがある。

また、提案者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準（総評価点の7割）を満たすと認められる場合は、その事業者を最優秀提案者として選定する。

14 応募の方法

参加表明及び応募書類の正本は押印のある原本（添付書類含む）とし、副本は正本の写しとする。

14.1 提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4判縦の左綴じ2穴ファイルに綴じたものを8部（正本1部、副本7部）提出すること。なお、副本は、会社名、住所等がわからないようにすること。

- ①参加表明書（様式1）
- ②参加資格確認申請書兼誓約書（様式4）
- ③応募者構成表（様式4-1）
- ④各業務を行う構成企業の資格確認調書（様式4-2-1～4-2-6）
設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数
なお、上記の内容を含む参加表明者のパンフレット等による代用も認める。
- ⑤類似業務実績（様式5）
- ⑥商業登記簿謄本（受付日前3か月以内に発行されたもの）
- ⑦印鑑登録証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの）
- ⑧納税証明書（最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数個所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。）

⑨財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの。なお、写しでも可とする。

※企業体で提案を行う場合は、④～⑨については、構成員すべてについて提出すること。

14.2 提出期間

令和2年10月5日（月）～令和2年10月16日（金）午後5時までの間に提出場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は10月16日午後5時必着とする。

受付時間は、開庁日の午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時までとする。

14.3 提出場所

総務部管財課 管財係（市役所4階）

14.4 参加資格審査結果及び第一次審査日時のお知らせ

参加資格審査の結果は、本市から応募者に電子メール及び郵送により指名通知書（様式

11) にて通知する。

1 5 提案書の提出

15.1 提出書類

指名通知書を交付された応募者は、次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A 4判縦の左綴じ2穴ファイルに綴じたもの（図面等資料の作成上、A 3判を利用したほうが確認しやすい場合は、A 3判の利用も可能とし、ファイルに折り込むこと。）を8部（正本1部、副本7部）提出すること。なお、副本は、会社名、住所等がわからないようにすること。

①提案書提出届兼誓約書（様式7）

②提案書（様式9）

③価格提案書（様式10）

15.2 提出期間

令和2年10月20日（火）～令和2年11月6日（金）午後5時までの間に提出場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は11月6日午後5時必着とする。

受付時間は、開庁日の午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時までとする。

15.3 提出場所

総務部管財課 管財係（市役所4階）

15.4 辞退

指名通知書を交付された応募者が提案書の提出以降の参加を辞退する場合は、提案書提出期限の前日までに辞退届（様式8）を1部、事務局に持参又は郵送で提出すること。

15.5 欠格

次のいずれかに該当する場合は、欠格とする。

①提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合。

②提案書類に虚偽の記載があった場合。

③審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

④本公募要領に違反すると認められる場合。

15.6 第一次審査（提案書類審査）結果及び第二次審査日時の通知

提案書類審査の結果は、本市から提案者に電子メール及び郵送により審査結果通知書（様式12）にて通知する。なお、第一次審査の通過提案者として特定した者については、第二次審査日時についても合わせて通知する。

1 6 提案書の取扱い

16.1 著作権

本事業に関する提案書等の著作権は応募者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表及びその他本市が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を使用でき

るものとする。

16.2 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を用いた事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

16.3 提案書の取扱い

提出された提案書は、本件応募に係る検討以外の目的で使用することはない。

16.4 使用言語、単位及び時刻

本件応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（昭和 26 年法律第 207 号）に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

1 7 審査及び審査結果の通知

17.1 審査基準

項目	評価の視点	配点
第一次審査		
1 事業実施体制		15
(1)事業の実施体制	実施にあたり、事業趣旨を踏まえ十分な持効性、技術力等を有する体制を構築しているか。	5
(2)平常時及び緊急時の連絡体制	連絡体制が明確に示され、安定した事業実施が見込まれるか。	5
(3)リスクマネジメント	想定されるリスクに対する課題認識がなされ、その低減等に関する工夫・方策が適切に示されているか。	5
2 設置工事等		30
(1)設置を想定するシステム	事業趣旨を踏まえ、必要な性能を備えた機器が選定されているか。	10
(2)設置工法の概要及び選定理由	経済性、耐久性、耐風性能及び十分な強度が確保されているか。施設の防水状況等に配慮し、適切な工法が選定されているか。	10
(3)安全性への配慮	施設の立地、工法、市役所庁舎としての性質等を踏まえ、安全面に十分な配慮がなされているか。	5
(4)工事のスケジュール	運用開始までのスケジュールが明確に想定されているか。	5
3 防災機能		30
(1)防災機能の向上	停電時の災害対策本部機能の向上に資するシステム、運用方法となっているか。	30
4 運用（エネルギーマネジメントシステム）		30
(1)平常時の電力管理	平常時の電力管理を行うことにより、想定される CO2 排出削減効果について、実効性が高いと考えられるか。	30
5 保守管理		15
(1)各機器の保証期間	設置機器等の保証期間・内容等が整い、安定した事業実施が見込まれるか。	5

	(2)保守の体制	保守管理の体制が整い、安定した事業実施が見込まれるか。	5
	(3)システム操作等の概要及び研修	職員や設備維持管理業務受託者が操作を行えるようにする体制が整えられているか。	5
6 独自提案			50
	独自提案の内容	事業趣旨に係る的確な理解を前提に、事業実施にあたってその他の特筆すべき独自の提案が具体的に示され、実効性が高いと考えられるか。	50
7 価格（見積額）			50
	調査・実施設計・施工	配点×最低提案価格÷提案価格	40
	施工監理・保守運用・電力供給		10
小計			220
第二次審査			
プレゼンテーション			50
	専門技術力	説明内容が企画提案書の内容をよく補完しており、専門技術を十分に発揮できると認められるか。	25
	コミュニケーション能力	質問に対する応答が明快かつ迅速か。	25
小計			50
合計			270

17.2 第二次審査（プレゼンテーション）

（1）開催日及び会場

- ・開催日：令和2年11月19日（木）
- ・会場：東久留米市役所

（2）出席者

単独事業者又は共同企業体から5名以内とし、共同企業体の場合は、そのうち代表事業者から1名以上が出席すること。各業務に関する質問に対応できる体制とすること。

出席者リスト（様式任意：会社名・氏名・担当職種・現場代理人等がわかるように記載）をプレゼンテーション前日までに事務局へ電子メールで提出すること。

（3）実施時間

65分以内とする。（説明40分、質疑応答15分、機器等の設置・撤去時間各5分程度。）

（4）使用機器

パソコンやプロジェクタ等機器を使用する場合は、提案書提出時に連絡するとともに提案者が準備すること。（映写用のスクリーン及び電源延長コードは市で用意する。）

（5）その他

- ・プレゼンテーションの実施順序は提案書の受付順とする。
- ・プレゼンテーションは提出した提案書の内容について行うものとし、新たな提案、追加提案は認めないものとする。

17.3 第二次審査結果の通知・公表

- ・審査結果は、本市から提案者に電子メール及び郵送により審査結果通知書（様式 12）にて通知するとともに、本市のホームページで公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。
- ・審査結果に対し疑義がある場合は、通知の日から 7 日以内（開庁日を除く。）に書面により結果に対する説明を求められることができる。結果に対する説明は書面にて行う。

18 協定の締結

本市と優先交渉権者は、企画提案内容に沿って業務内容等について詳細協議・調整を行い、双方合意の上で、協定を締結する。

今回のプロポーザルは、本市とパートナーシップを結び、効率的なエネルギー利用に関する提案が可能な事業者の選定が目的となる。なおその際、協議等の結果に基づき設計・施工に向けての予算などの観点から、市と受注者が協議のうえ企画提案内容を一部変更することがある。

優先交渉権者との協議が整わなかった場合は、次選交渉権者と詳細協議・調整を行い、協定を締結するものとする。

19 契約

本事業は、一括してその業務を特定し、業務ごとに随意契約を締結する。

協定締結後に、調査業務に関する仕様の内容を確定させ、令和 2 年度は調査業務について契約を締結する。その後、令和 3 年度に実施設計を、令和 4 年度に工事施工を、令和 5 年度以降に保守運用業務及び電力供給を、それぞれ契約を締結する。保守運用業務及び電力供給については、令和 5 年度から 5 年間の長期継続契約とする。ただし、電力供給については、本事業選定時に従来からの入札方式による電力供給事業者選定が本市にメリットが大きいと判断した場合は、本事業に含めないことがある。

なお、各業務は各年度の予算議決に基づく予算配当により契約を締結するものとし、予算が配当されない場合は、業務を実施しない。

また、調査業務時点で、提案内容に基づく設計、施工等、その後の事業実施が、代替案での実施の可能性の検討まで行ったうえで不可能であると市と受注者が判断した場合は、本事業は調査業務のみで終了する。

20 留意事項

- ・応募者は、本要領の記載内容に承諾したうえで応募すること。
- ・本プロポーザルに係る費用は、すべて参加表明者、応募者、最優秀提案者又は優秀提案者（以下、「応募者」という。）の負担とする。
- ・提出された提案書等は一切返却しない。また、本市は、応募者に無断で本募集以外の目

的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

- ・提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- ・応募者は、1つの提案しか行うことができない。
- ・提案書提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。ただし、提案書における誤字・脱字等の修正についてはこの限りでない。
- ・提案書や選考結果は、東久留米市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- ・応募者は、本プロポーザルに関連し知り得た情報については、当該情報を他者に漏らし、又は自己の利益のために利用することができない。
- ・応募者は、公正に手続きを執行しなければならない。なお、この執行が困難と認められる場合又はその恐れがある場合には、当該応募者を参加させないことがある。また、後日不正な行為が判明した場合には、契約等を解除することがある。

2.1 事務局

本プロポーザルに係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口：東久留米市 総務部管財課 管財係

所在地：東久留米市本町三丁目3番1号 東久留米市役所 4階

電話：042-470-7718

FAX：042-470-7804

電子メール：kanzai@city.higashikurume.lg.jp

ホームページ：http://www.city.higashikurume.lg.jp